

第8章 環境の保全及び創造の見地からの意見と事業者見解

8. 1 方法書についての意見と事業者見解

8. 1. 1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づく、（仮称）中之島五丁目3番地計画 環境影響評価方法書に対する、住民からの市長または事業者への環境の保全及び創造の見地からの意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

方法書に対する住民意見と事業者の見解（1）

住民意見	事業者の見解
全般事項	
○五丁目開発の具体的な全体像がない時点でのマンション計画について 具体的な五丁目の街並みの絵図や、道路なにわ筋と建設中の鉄道なにわ筋線の出入り口を含めた五丁目の人の動線も不明な状況です。 その段階でマンション計画を先に進めるのは、街の一体感を軽視した儲け偏重の計画と思えます。 健全な街づくりのために不満や問題が起こらないよう確認とご指導をお願いします。	中之島五丁目地区の開発は、それぞれ独立した別の事業者が行いますが、令和4年6月にエリア内権利者※で構成されるまちづくり協議会を設置し、中之島五丁目地区のまちづくりに関する検討、連絡、協議および調整を実施しています。その内容を踏まえ、令和6年3月には大阪市において、大阪都市計画地区計画（中之島五丁目地区地区計画）が決定されました。本計画は上記の地区計画に即した内容であり、調和した街並みとなるよう事業者間で相互に調整して実施します。 ※エリア内権利者：中之島五丁目地区内の土地区画整理事業施行範囲内の土地所有者（大阪市（地権者：教育委員会、事務局：計画調整局）を含む）
○工事影響について 中之島2，3丁目の高層ビル群、4丁目美術館、医療センター、鉄道新線など20年以上断続的に大規模工事が続いており、中之島の住人はいわば工事現場の中に住んでいるような状況である。4丁目や5丁目も同様になる可能性があり、幼児が成人するまで工事の只中になることになる。 5丁目では複数のマンションやビルが建設が始まり、また周辺でも端建蔵橋架け替え工事や、なにわ筋線工事が行われている。それぞれの工事で環境影響を最少にいただくことは当然だが、中之島周辺での工事全体を俯瞰して、今後10年、20年つづく工事での環境影響を配慮いただきたい。 夜間工事の全面禁止や通勤・通学時間帯での工事車両のさらなる抑制など、周辺への工事影響の防止が必要と考える。	本計画に係る工事による環境への影響については、環境影響評価において適切に評価を実施し、その結果を準備書においてお示しします。なお、夜間工事については、最小限にとどめるよう努めます。

方法書に対する住民意見と事業者の見解（２）

住民意見	事業者の見解
気象（風害を含む）	
○気象影響について 高層ビルで発生する「ビル風」への対策として常緑樹の植栽とあるが、十分でないと考え。３丁目フェスティバルタワーでは、風により樹木が根本より倒れたこともある。日常的にも、止めている自転車が倒れたり、突風で傘が壊れたり 雨が降るも傘をさすことが ままならないなど、日常的に風の大きな影響を受けている。 小中一貫校に通う学生・児童の安全面からも、関西電力本社ビルのような壁面４面ともに凹凸をもたせた構造や、大型の庇によるビル風対策が必要である。	本計画による気象（風害）への影響については、環境影響評価において適切に評価を実施し、その結果を準備書においてお示しします。

8. 1. 2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定に基づく、（仮称）中之島五丁目 3 番地計画 環境影響評価方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
全般的事項	
風害及び景観については、中之島五丁目地区地区計画において今後明らかになる事業計画地周辺の開発事業の竣工時期を踏まえ、必要に応じて予測・評価に反映すること。	風害及び景観においては、現時点で計画が公表されている建築物について予測に反映しました。
大気質、騒音、振動	
土佐堀川南を東西に走る江戸堀線（なにわ筋以東）の沿道にも住居が存在することから、当該道路沿道における大気質の予測地点及び騒音・振動の調査・予測地点を適切に選定し、追加すること。	土佐堀川南を東西に走る江戸堀線（なにわ筋以東）の沿道について、大気質の予測地点及び騒音・振動の調査・予測地点を選定し、追加しました。
景観	
靱公園や淀川河川公園については、両公園において他に適切な調査地点がないか十分確認した上で、現地調査を実施すること。	靱公園や淀川河川公園については、両公園において他に適切な調査地点がないか再度確認しました。その結果、靱公園については調査地点を方法書記載の地点から西に移動しました。淀川河川公園については方法書記載の地点としました。